

○笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例

平成16年10月12日

条例第144号

改正 平成18年3月27日条例第23号

平成18年8月1日条例第82号

(目的)

第1条 この条例は、他の法令に特別の定めがある場合を除き、地下水が現在及び将来の市民の生活に欠くことのできない重要な資源であり、その賦存量に限りがある資源であることにかんがみ、採取の適正化を図ることにより、地下水資源を保全し、あわせて大量採取による地盤沈下を未然に防止し、もって市民の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「井戸」とは、人力又は動力を用いて地下水を採取するための施設及び自噴井施設であつて、公用又は公共用以外のものをいう。

(地下水利用計画)

第3条 市長は、必要な調査を行い、第14条に規定する笛吹市地下水資源保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて地下水の利用計画を定めるものとする。

(許可)

第4条 市内において地下水を採取するため井戸(試掘を含む。)を設置しようとする者は、井戸ごとのストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積等を定めて、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第5条 前条の許可を受けようとする者又は井戸を変更しようとする者は、当該井戸に係る必要事項を記載した井戸設置申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、井戸の設置場所を示す図面及び実施計画図面その他市長の定める書類を添付しなければならない。

3 地下水採取のため市内において現に井戸を設置している者(設置工事をしている者も含む。)は、この条例施行後60日以内に市長に届け出なければならない。

(許可の基準)

第6条 市長は、1日につき10立方メートル以上の地下水を採取するための井戸(試掘を含む。)の設置申請があつたときは、審議会の意見を聴き、当該申請に係る井戸が次に掲げる基準に適合しているときは、許可するものとする。

- (1) 県又は市が定める土地利用の計画に反しないこと。
- (2) 隣接する既設井戸に支障を及ぼさない程度の採取量であること。
- (3) 排水施設が十分講じられていること。
- (4) 量水計が設置されていること。
- (5) 他の水をもってかえることが困難なこと。
- (6) 自噴井については、制水設備の設置等により不使用時の流出防止対策が講じられること。
- (7) その他市長が必要と認める事項
(工事完成の届出)

第7条 第5条第1項の規定による申請をし、前条において許可された井戸に係る工事を完成したときは、7日以内に井戸完成届(様式第2号)を市長に届け出なければならない。

(氏名変更の届出)

第8条 第5条第1項の規定による申請又は同条第3項の規定による届出をした者は、その氏名名称及び住所に変更があったときは、遅滞なく氏名等変更届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(地下水採取者の責務)

第9条 井戸により、地下水を採取する者(以下「地下水採取者」という。)は、当該井戸に関して地下水の採取の適正化と地下水の水源の保全に努めなければならない。

(資料の提出及び立入調査)

第10条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、地下水採取者から井戸に関する資料を提出させ、又は当該職員に他人の土地に立ち入らせて井戸に関する調査を行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により当該職員を他人の土地に立ち入らせようとするときは、立入りの日の3日前までに要旨、日時等を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書(様式第4号)を携帯し、関係人に提出しなければならない。

(指導又は勧告)

第11条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、既に地下水を採取している者に関して指導又は勧告を行うことができる。

(許可の失効)

第12条 地下水採取者とその許可施設につき地下水を採取しなくなったとき、又はその施

設を廃止したときは、当該施設に係る許可は、その効力を失なう。この場合において、地下水採取者は、その該当するに至った日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第13条 市長は、地下水採取者が偽りその他不正な手段により許可を受けたとき、又は第6条の規定による基準に違反した者若しくは許可の日から6月を経過しても工事を着工せず、なお着工して1年を経過しても完成しない者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 市長は、第4条の規定に違反して、許可を受けずに地下水採取のための施設を設置中の者又は地下水の採取を行っている者については、直ちにその行為を停止し、違反是正のため原状に復旧させる等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(審議会の設置)

第14条 市長の諮問に応じ、第1条の目的を達成するために必要な事項を調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第16条 第4条若しくは第5条に規定する許可を受けなかった者又は虚偽の申請をして許可を受けた者は、5万円以下の罰金に処する。

2 第7条又は第8条に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をした者及び正当な理由がなく第10条の規定による資料の提出を拒み、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第17条 法人又は法人の代表者若しくは個人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対して同条の罰金を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の石和町地下水資源の保全及び採取適正化条例(昭和53年石和町条例第21号)又は一宮町地下水採助の適正化に関する条例(昭和48年一宮町条例第19号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(適用除外)

4 編入前の芦川村の区域においては、平成18年度に限り、この条例の規定を適用しない。

附 則(平成18年3月27日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年8月1日条例第82号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。